

別に定める事項

関係条項	内容
<p>第3条 (交付申請)</p>	<p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業実施計画書</li> <li>・ 所要（精算）額算定基礎資料</li> <li>・ その他必要と認める書類</li> <li>・ 通信機能を有するドライブレコーダーを補助対象経費とする場合、既にデジタル式運行記録計が整備済であることを証明する書類</li> <li>・ デジタル式運行記録計を補助対象経費とする場合、既に通信機能を有するドライブレコーダーが整備済であることを証明する書類</li> </ul> <p>(指定期日) 別に通知する日</p>
<p>第7条第1項 (変更交付申請)</p>	<p>(軽微な経費配分の変更) 補助額の増額を伴わない範囲で経費配分を変更する場合</p> <p>(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で、補助事業の細部の変更を行う場合</p> <p>(添付書類) 第3条の添付書類に準じる</p> <p>(指定期日) 変更交付申請を行う事由が発生後、速やかに申請</p>
<p>第9条第1項 (遂行状況報告)</p>	<p>(報告事項等)</p> <p style="text-align: center;">—</p>
<p>第11条 (実績報告)</p>	<p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所要（精算）額算定基礎資料</li> <li>・ 補助対象経費を支払ったことを証する領収書等の写し（支払いの日付、内容が確認できるもの）</li> <li>・ その他必要と認める書類</li> </ul> <p>(注1) 領収書等により補助対象経費に該当することを確認できない場合は、請求書等支払いの内容が確認できるものを併せて提出</p> <p>(指定期日) 補助事業完了の日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日</p>
<p>第19条第1項 (財産の処分制限)</p>	<p>(処分制限時間)</p> <p>減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める耐用年数等の期間</p>